

【第6期】第1回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

1 日時

令和7年11月17日（月） 午前10時00分～午前11時30分

2 会場

松本市勤労者福祉センター 2-2

3 出席者

(1) 委員

半田会長、森本副会長、高橋委員、渡辺委員、大宮委員、伊東委員、高津委員、二木委員、永塚委員、田島委員、竹中委員

（15名中11名の出席があり、過半数を満たすため、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第16条第2項に基づき、会議成立）

(2) 事務局

こども若者部長、こども育成課長、こども政策担当係長、児童担当係長、子どもの権利相談室長、こども政策担当職員

4 役員の選出

以下の事務局案が承認されました。

会長 半田 勝久 委員

副会長 森本 遼 委員

5 あいさつ（会長）

本委員会の前任会長でいらっしゃる荒牧先生とは、子どもの権利条約総合研究所において20年以上にわたり、子どもの権利に関する総合的な研究と実際の子ども施策の推進と共に取り組んできた間柄です。

荒牧先生が体調を崩され、会長職を勇退されることになり、私が委員にお声掛けいただきました。

本日、会長職に就任するにあたり、皆様のご賛同を得られたことは大変ありがたく、重い責務を自覚しております。

これまで、複数の自治体において子ども計画の策定や評価検証に関わってきた経験を活かし、松本市の子どもにやさしいまちづくり施策の推進に全力で取り組んでまいります。

今後ともご指導ご助言のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

6 会議事項

- (1) 松本市子どもの権利に関する条例について
- (2) 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会について
- (3) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画について
- (4) 令和6年度実施事業量等調査結果について
- (5) 松本市子どもの権利に関する条例の改正について

【会長】

会議事項の(1)から(3)を、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

《配布資料に基づき説明》

【会長】

事務局の報告からご理解いただけたと思います。それでは、この点について皆様からご質問やご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

【委員】

『子ども』は何歳までを指し、‘若者’はどのように区分されているのか教えてください。

【事務局】

松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画では、18歳までを『子ども』、概ね30歳までを『若者』と位置付けています。ただし、継続的支援が必要な方については35歳までというケースもあります。

【会長】

子どもの権利条例は、18歳未満を対象とし、計画でも同様の前提で作成しています。なお、令和5年に施行された子ども基本法は年齢を限定せず、『心身の発達過程にある者』と定義しています。結果として、子ども（18歳未満）と若者（30歳前後）を連続的に支援する自治体が増えてきています。漢字の『子』+ひらがなの『ども』は概ね18歳未満をイメージしてください。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

次に、会議事項(4)の令和6年度実施事業量等調査結果について、事務局の説明をお願いします。

【事務局】

《配布資料に基づき説明》

【会長】

説明は以上です。不明点やご意見がございましたら、お願ひします。

【委員】

放課後児童健全育成事業の関係で質問です。登録児童数が増加傾向にあり、子どもの居場所確保が重要です。施設側の受け入れ体制・課題・対策について教えてください。

【事務局】

放課後健全育成事業に関しては、施設の狭隘化が課題となっています。施設の増設は財政的・土地的に難しい状況です。現在、就労家庭を中心に利用者が増えているため、教育委員会と連携し、学校等の既存施設の活用や受け入れ体制の検討・研究を進めています。具体的な対策は今後の検討課題です。

【委員】

重要な課題ですので、引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございました。

【会長】

他にご質問やご意見はございますか。

【委員】

こころの鈴の活動について質問です。相談員は4名で、件数も多く大変ではないか、人數だけで対応できるのか、教えてください。

【事務局】（室長）

相談員は私を含めて4名です。延べ473件の相談がありました。他の相談室と比較できないが、シフトは1日最低2名が常に配置しています。面談と電話が同時に発生した場合は、面談は2名で対応し、電話は残りの2名で別々に対応しています。3件同時に重なるケースは、昨年は1～2回程度で、年に1～2回、対応が足りないことはありますが、基本的に4名で支障なく運営しています。

【会長】

他にご質問やご意見はございますか。

【委員】

この事業量調査における委員会の立ち位置について伺いたいです。

この委員会は、自己評価方法が妥当か、効果が出てないのに続けるべきかなどを意見調整するところなのか、今日のようによつ一つ事業について深掘りして意見を述べ合うところなのかといったことについてお伺いできればと思います。

こころの鈴の認知度が80%以上となっていて、事業内容が親側に周知されたことで、実際に数字が伸びていることは素晴らしいと思います。

ただ、認知度を伸ばすことを目的にやっているのか、また認知度を伸ばすことで、いじめや不登校にどう影響させたいのかといったことの関連が見えてこないと感じました。

【会長】

今回は、第2次の計画における令和6年度事業の評価についてご意見を出していただいている。

現行は、第3次計画です。この委員会では、第2次計画と同じ枠組みで評価検証していくのか、更にはもっと意見が反映されている仕組みになっているのかなど、子どもの権利の視点から新たな評価枠組みを提案してもいいのかなと思います。

そのため、今のところは昨年度の評価というところで見ていただき、これからどういう評価検証をしていくのかということは、これから皆さんと一緒に議論をしながら組み立てていければと考えています。

それぞれの事業を、数行で評価検証することは非常に難しいと思いますし、ご指摘に意見のような視点を取り込みながら、検証を行うことも良いと思います。

ここでこころの鈴関連で質問ですが、1年間の年間の事業を年初報告書という形のものをまとめていますか。

【事務局】

報告会では報告しながら、年次報告書を冊子としてまとめています。一部昨年からはメールでの発信になってますが、毎年まとめています。

【会長】

そうしたところも見ていただくと、それぞれの事業の実質的なところが見えてくるとも思います。ただ、全事業を見ていく中で、数量的な評価の部分と質的な評価を見定めていくのは、難しい部分もあるのかなと思います。

そのため、第3次計画については、より一層の評価検証の手法みたいなものを、この委員会で詰めていければと考えています。

他いかがでしょうか。本当は一つずつやっていきたいところですが、限られた時間ではありますので、ではこの議題よろしいでしょうか？

では続きまして、会議事項の(5)松本市子どもの権利に関する条例の改正について事務局から報告をよろしくお願ひいたします。

【事務局】

《配布資料に基づき説明》

【会長】

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

【副会長】

ありがとうございました。基本的には賛成です。一点確認、質問があります。

市長が擁護委員の増員を検討すると答弁した件に関して、何か具体的な考えがあって増やすっていう発言があったのか、具体的な人材も想定しているのか、教えてください。

【事務局】

外部講師による性被害があったことが一番のきっかけとなり、増やすという答弁をしました。ただ、部活動の地域移行に伴い、これまで以上に子どもたちが外部の大人と接する機会が増えることによるトラブルなども起こるのではないかということで、擁護委員の業務が増えることを想定し、擁護委員を増員する方向で動いています。

こうした考えのもと、今回の性被害の改正に合わせて、擁護委員を現行の3人以内から5人以内にしたいと考えています。

人材としては、弁護士、性の関係に詳しい方、教員OBを考えています。その人選については、現在検討していますが、当面1人は増す予定です。どのような方が適任か、今いらっしゃる擁護委員さんとも相談して選任していきたいと考えています。

【副会長】

定員増については、条例を改正したからといって、いきなり人を増やす必要はないと思います。事務局の説明のとおり、必要に応じて定員を増やすという方向で進めていただくのがいいと思いました。

【会長】

その他いかがでしょうか。

【委員】

こころの鈴の相談体制が、2人ずつのシフトで対応しているとのことでしたが、相談する側としたら、男性と女性がいた方が良いと思います。特に、性被害に関する相談対応には、例えば、女性が電話したのに、男性しかいないとなると、やはり相談しにくいなと思います。

選考される機会がありましたら、そういう性別に関してちょっとご検討いただけると、多分相談する側はありがたいなと思いました。

【事務局】

ご指摘いただきました4人の相談員についても、今回の改正で増員する擁護委員につ

いても、そうしたバランスを配慮していきたいと思います。

【会長】

相談員の方も擁護委員の方もジェンダーバランスを取るということは、とても重要な視点です。特にこういった性被害に関わることについては、性の多様性も尊重した配置が必要かと思います。貴重な質問ありがとうございます。

【委員】

2点質問などしたいと思います。

一つ目は、今回の外部指導者による不祥事についての案件で外部指導者の任命というのは、学校なのか、保護者なのか という点です。

二つ目は、今後地域クラブをする際に、指導者の任命には、何か枠組みみたいな共通したものが必要になっていくのかなと思いました。

【事務局】

外部指導者の任命についてのご質問ですが、教育委員会の方が主体で、移行するに当たってはスポーツの関係はスポーツ事業推進課、文化系の部活動は文化振興課が進めていますので、詳しいことは正直把握していません。

次に2つ目のご意見についてです。地域クラブに移行するに当たって、松本市では松チャレというものを設立しています。新しく地域クラブを立ち上げるに当たっては、事前に講習を受けるとか、指導していただく方には、一定の条件というのをクリアして、採用されるというような形になってるかと思います。

申し訳ございませんが、お答えできるのは、このくらいまでです。

【会長】

ありがとうございます。続いてよろしくお願ひいたします。

【委員】

今後、部活動地域移行ということで、これまで学校の先生が対応していたのを全て外部に委託されるようになって、こういった問題が生じた場合、学校では対応しないとなると、どこかが取り持つ必要があると感じました。

また、こういった問題が起きてからどうするかではなく、起こる前にいろいろ対策などを検討しておくことが必要だと思います。

【会長】

ありがとうございます。その他の件に関するいかがでしょうか。

【委員】

子どもの権利という観点で研修を行うなどの配慮をお願いしたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。今、委員の皆様から出していただいたことをまとめさせていただきます。

まず、外部指導者が増えていくことにより、事前講習や研修には、松本市子どもの権利に関する条例も含めながら進めてほしいと思います。私が日本体育大学の教員として申しあげますと、指導者が子どもたちに昔のような初步的な指導をするというところから、チャイルドセンタードコーチングとか、アスリートセンタードコーチングとかいったような子どもたちやアスリートを中心としたコーチングのあり方と、子どもの権利の保障みたいなものをセットで研修を行っていただけするとすごく良いのかなというように思います。

また、今回のような問題が起きたときの責任の所在や、救済への繋げ方、ほか関係する手続きも含めて検討した上で、仕組みを発展させていくことが重要だと思います。

今回の性被害に関しても、こころの鈴や子どもの権利擁護委員の担当領域にはなるとは思いますが、性被害の事例が生じたことによって、権利擁護委員の増員に直接繋げることには違和感があります。これから性被害が起きた場合には全て権利擁護委員に繋げて、そこで事実認定までして、救済に繋げていくというやり方は、権利擁護委員制度の趣旨にのっとったものかどうかということも含めて検討する必要があると思います。

ただ、先ほど委員からの質問にもあったように、権利擁護委員の増員に関しては、性暴力だけでなく、これから子どもの権利学習とか、様々な観点からの相談や救済に繋がっていく方向であれば、必要なことだと思います。

権利擁護委員の増員と更なるこの性被害も含めた様々なことにどのように対応していくのか、そしてこころの鈴の方でそういうそういったことに対応することができるのかどうかっていうことも併せて議論をしていただければと思います。もちろんこころの鈴の中においても、議論をしていただいて、進めていっていただければというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか？それでは、この点につきましては、ここまでということにしたいと思います。他に全体を通じて何かございますでしょうか？

私も初めてということで、あと新任の委員の方、そしてこれまで何年も継続されている方と一緒にまた1から共通認識をした上で、この子どもにやさしいまちづくりの推進にみんなで寄与していきたいと思っていますので、引き続きご協力よろしくお願ひいたします。それでは事務局にお願いします。

【事務局】

半田会長、進行ありがとうございました。また委員の皆様にも本日たくさんのお貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

これからも松本市としましては、子どもにやさしいまちづくり推進のために皆様の今後もお力添えをいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして第1回子どもにやさしいまちづくり委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。